

「農業振興地域の整備に関する法律」の改正による農用地面積目標の柔軟な運用について

近畿ブロック知事会

令和6年12月

「農業振興地域の整備に関する法律」の改正による 農用地面積目標の柔軟な運用について

令和6年通常国会において「農業振興地域の整備に関する法律」が改正され、国民に対する食料の安定供給を確保するため、国及び都道府県において確保すべき農用地の面積の目標達成に向けた措置が強化された。

具体的には、都道府県は市町村から農用地区域からの農用地の除外に係る協議があった場合、都道府県において確保すべき農用地等の面積目標（以下「面積目標」という。）の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるときに限り同意することができるとする旨の規定が設けられた。

なお、農用地の除外により面積目標に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、都道府県は市町村に対して除外による面積目標への影響を緩和するために講じようとする代替措置（以下「影響緩和措置」という。）を記載した書面の提出を求めるとされた。

我が国の食料安全保障を強化するため、食料生産の基盤である農地を確保し、適正かつ効率的な利用を図ることは重要であるが、農地を含めた土地利用は、地域住民に身近な地方自治体が自らの意思と責任において主体的に判断すべきものである。

また、農業者の高齢化や人口の減少により、従前と同様の規模の担い手を確保することが困難と見込まれる中で、地方は、その実情に応じ、農地面積だけにこだわらず、担い手の確保、高収益作物への転換などによる農地の有効活用や生産性の向上に資する取組を行ってきた。

加えて、面積目標は、国が策定する「農用地等の確保等に関する基本指針」における設定基準に基づき半ば機械的に算出されるものであり、実態に即していないと長年にわたり課題を指摘されてきたところである。このような基準に基づき設定された面積目標の達成状況のみをもって農用地区域からの除外に対する同意が制限されるのは、問題である。

さらに、農用地の除外に当たり実効性ある影響緩和措置を作成しなければならない市町村の業務が増加するとともに、面積規模が小さい市町村においては代替地がなく、影響緩和措置の作成そのものが困難である。そのような場合には、都道府県が主体となって、他の市町村を含む当該都道府県内での代替地等の調整を行うこととされているが、現実的でない。

以上を踏まえ、国に対して次のとおり要望する。

1. 「農用地等の確保等に関する基本指針」などの作成に当たっては、地方自治体の意見を十分に聴取した上で、地方による地域の実情を踏まえた主体的な土地利用が図られるよう、実態を反映したものとすること。
2. 面積目標の取り扱いに当たっては、農業における生産性の向上や産業振興の方向性等を含む地域の実情を踏まえ、農業振興と地域振興のバランスを図る柔軟な対応が可能となるよう、制度設計を行うこと。

令和6年12月

近畿ブロック知事会

福井県知事	杉	本	達	治
三重県知事	一	見	勝	之
滋賀県知事	三	日	月	大
京都府知事	西	脇	隆	俊
大阪府知事	吉	村	洋	文
兵庫県知事	齋	藤	元	彦
奈良県知事	山	下		真
和歌山県知事	岸	本	周	平
鳥取県知事	平	井	伸	治
徳島県知事	後	藤	田	正
				純